尾花沢 国道維持 出張所情報 2009.7-6

特殊車両の取り締まり実施

7月8日(水)、戸沢村古口の車両検測所において今年度2回目の最上地区の特殊車両通行取締を実施しました。今回は山形河川国道事務所・新庄警察署・山 形運輸支局(過積載取締)の3者合同で行いました。

ルールを守って安全な通行をしていただくことはとても大事なことです。これからも周知徹底していきます。みなさまのご協力をお願いします。





▲通行の安全やポイ捨て防止について 熱く語る尾花沢国道維持出張所長

職場のみなさんでご覧になってください。

▲右のチラシを毎回配布して、ポイ捨て 防止等に協力をおねがいしています。



(7月9日(木)山形新聞朝刊より)

今回の取締の結果、10台中4台が違反でした。 (山形河川国道事務所分)

違反車両には、適正な通行を行うよう指導をおこないました。 今年度の取締結果

①6/3 8台中1台違反(出張所通信6-5)



特殊車両やオンライン申請 等について、

http://www.thr.mlit.go.jp/

(東北地方整備局ホームページ・「申請」→特車オンライン申請)をご覧下さい。

特殊車両と取締

道路はみんなの財産なので、狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車を通行させることは道路構造の保全と交通の危険防止の理由から、原則として禁止しています。

そのため、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限って、ルールを守ることで通行を許可することとしています。

法律で定められた範囲を超えて荷物を積んでいる車輌は、カーブを曲がりきれなかったり荷物が落下したりするおそれがあり、大事故になりかねません。また、過積載は道路の損傷にもつながります。

ルールには重さ・高さ・長さ・幅などが細かく決められていて、しっかり守られているかをチェックするのが特殊車両の取締です。

どんな車が特殊車両なの?

次の基準をどれか1つでも超えるものをいいます 幅2.5m 長さ12.0m 高さ3.8m 総重量20.0t

バン型セミトレーラ



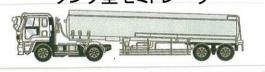
幌枠型セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



タンク型セミトレーラ



コンテナ用セミトレーラ



この他にも、フルトレーラ、あおり型セミトレーラ、 スタンション型セミトレーラ、船底型セミトレーラ、 海上コンテナ用セミトレーラ、重量物運搬用セミトレーラ、 ポールトレーラなどがあります。

⊗ルールを守って安全な通行をお願いします

管理係長

管理係長

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など どんどんお寄せ下さい!

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaiji/index.html

〒999-4221 山形県尾花沢市尾花沢宇田町143-1 TEL. 0237-23-2521 FAX. 0237-23-2523





7月の出張所通信

- 7-1. 駐車帯クリーンアップ(6月)
- 7-2. 通学路のシミュレーション&ご意見を反映 しました
- 7-3. 東根市生涯学習神町地区民会議:除草作 業&花の植栽をしました
- 7-4. SRラインの輝度追跡調査を行いました
- 7-5. 区画線工事が完了しました。ご協力ありが とうございました。